

亀山市公告第10号

亀山農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第11条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画の案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

なお、本市の住民は、法第13条第4項において準用する法第11条第2項の規定により、当該変更後の農業振興地域整備計画の案について、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告する。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、法第13条第4項において準用する法第11条第3項の規定により、当該変更後の農用地利用計画の案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し出ることができる。

平成28年2月24日

亀山市長 櫻井 義之

1 縦覧期間

平成28年2月24日から同年3月25日まで

2 縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

亀山市本丸町577番地 亀山市環境産業部農政室

3 意見書の提出方法等

- (1) 意見は、書面によるものとし、提出先に直接持参する又は郵送、ファクシミリ若しくは電子メールにより提出すること。

(2) 意見書は、市の定める様式とし、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、事務所の所在地、名称、代表者氏名及び電話番号）を記載すること。

4 異議の申出方法等

(1) 申出は、書面によるものとし、申出先に直接持参するか郵送により申出ること。

(2) 申出の様式は、任意とし、異議の申出の手続きについては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の異議申立てに関する規定を準用する。